

パレスチナ学生基金 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この基金は、パレスチナ学生基金という。

(事務所)

第2条 この基金は、主たる事務所を、附則で定める理事の所属先住所に置くものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この基金は、無国籍のために高等教育を受けることが困難なヨルダン在住のガザ難民に対し、大学生活が円滑に送れるよう、奨学金を支給することを目的とする。

(事業)

第4条 この基金は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヨルダン在住のガザ難民の置かれた法的・政治的地位、及び社会環境が困難なものであることを広く認知してもらい、募金を集める。
- (2) ヨルダンにある国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）事務所を通じ、ガザ難民の中から奨学生を募り、選考を行ったうえで、奨学金を支給する。

第3章 会員

(種別)

第5条 この基金の会員は、次の2種とし、正会員のみが、総会での表決権を有する。

- (1) 正会員 この基金の目的に賛同して入会し、運営に参加する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この基金の事業を賛助するために入会し、定期的に募金をすることに同意した個人及び団体

(入会)

第6条

- (1) 正会員 書面をもってこの基金に通知の上、入会することができる。
- (2) 賛助会員 特に条件を定めない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。入会届及び会費の受領をもって、会員資格が発生するものとする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、理事会で承認されたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この基金の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この基金に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この基金の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この基金の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この基金の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第15条 この基金の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の人事に関する事項
- (6) 会費の額
- (7) その他理事会において必要と認められた事項

(開催)

第18条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認め、招集の請求をしたときに開催する。

(招集)

第19条 総会は、理事長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、正会員総数の2分の1以上(委任状を含む)の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 総会における議決事項は、第19条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第23条 各正会員の表決権は、1人1票とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第27条 理事会は、原則として毎年2回以上、理事長が招集する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この基金の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第29条 この基金の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第30条 この基金の経費は、資産を以って支弁する。

(収支予算・決算)

第31条 この基金の予算決算は事業計画、事業報告とともに理事長が作成し、監査の意見を付け、総会に報告する。

(事業年度)

第32条 この基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第33条 この基金が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経て変更することができる。

(解散)

第34条 この基金は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
- 2 前項第1号の事由によりこの基金が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- (残余財産の帰属)
- 第35条 この基金が解散したときに残存する財産は、ガザ難民支援を行っている UNRWA や民間団体等に譲渡するものとする。

附 則

- 1 この定款は、平成22年4月16日より施行する。
- 2 この基金の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 1口 5000円(6カ月分)
 - (2) 賛助会員会費 1口 2000円(6カ月分)
- 3 この基金の事務局は、設立日より平成23年3月31日まで、下記に置くものとする。
〒183-8534 東京都府中市朝日町3丁目11番1号 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 錦田愛子研究室気付 パレスチナ学生基金事務局